

多摩川小学校PTAだより

多摩川小学校PTA
会長 小林雅人
会計 萩原、須江

PTA加入保険についてのお知らせ

多摩川小学校PTAでは毎年「PTA団体傷害保険」と「賠償責任保険」の2つの保険に 加入しています。今年度も安心してPTA活動ができるように、契約更新の手続きをしました。
以下、保険内容について簡単にご説明いたします。

(1)「PTA団体傷害保険」とは

多摩川小学校PTAが主催(共催)する行事に参加した際のケガによる通院や入院などに 補償される保険です(食中毒も対象)。

契約者	多摩川小学校PTA
対象(＝被保険者)	多摩川小学校PTA会員(父母、教職員)多摩川小学校に通う児童全員
保険金が支払われる行事例	多摩川小学校PTA主催(共催)の行事 例)盆踊り大会、周年行事、古紙回収、パトロール家庭教育セミナー、P連スポーツ大会など
保険金が支払われない場合	PTA行事に参加中ではない時のケガ例)授業中や登下校中など日本振興センターの災害共済の支払対象となるケガ

<1名あたりに補償される金額と、1世帯あたりの保険料>

補償項目	保険金額	保険料 (1世帯あたり)	
死亡・後遺障害保険金額 事故によるケガのため、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは被保険者に約款所定の後遺障害が発生した場合に適用	100万円 (限度額)	19円	54円
入院保険金 事故によるケガのため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に適用	1500円 (1日)	28円	
通院保険金 事故によるケガのため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生の日からの日を含めて180日以内に通院した場合に適用	1000円 (1日)	7円	

★令和8年度にPTAで支払った「PTA団体傷害保険」の保険料
保険料は上記被保険者に応じて算出され、今年度は25, 974円支払いました。
被保険者数:447名(世帯)保護者、教職員、児童

(2)「賠償責任保険」とは

PTA活動中の偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合または他人の財物を滅失・き損・汚損させたときにPTAが被る損害が補償される保険です。

また、第三者から借用した財物(スポーツ用具など)を破損した場合なども補償されます。

<1名あたりに補償される金額と、団体保険料の額>

補償項目		保険金額	団体保険料
対人賠償	1名	1億円	4,180円 (免責1,000円)
	1事故	1億円	
財物賠償	1事故	1億円	740円 (免責1,000円)
保管物危険	1名	10万円	2,650円 (免責5,000円)
	1事故	3,000万円	
	保険期間中	3,000万円	

★令和8年度、PTAで支払った「賠償責任保険」の保険料

保険料は児童数に応じて算出され、今年度は7,570円を支払いました。

こんな時は、PTA会長もしくは会計担当までご連絡ください。

1. PTA主催(共催)の行事において事故が発生し通院や入院に至った場合
2. 器物損壊や損害賠償などが生じた場合

※急を要する場合や役員と連絡が取れない場合は、下記窓口に直接お電話の上、「多摩川小学校PTA」とお申し出ください。

<お問い合わせ先>

三井住友海上火災保険株式会社
代理店 武蔵野保険センター
TE L 042-481-2111

〒182-0024 調布市布田3丁目29-14
(武蔵野保険センタービル内)

